

平成28年度 部局間学術交流協定に基づく派遣留学生募集要項 冬・春期派遣（2017年1-3月頃留学開始）募集

経済学部・経済学研究科

本研究科と海外大学との学術交流協定に基づく派遣留学生を下記により募集する。

1. 派遣先大学

経済学部の部局間学術交流協定校 の以下の大学のみ募集

- 1) パタボーン大学
- 2) ボン大学
- 3) コペンハーゲン大学
- 4) タリン工科大学経営経済学院
- 5) ベトナム貿易大学
- 6) 国立台湾大学社会科学学院

2. 応募資格

応募資格は、次の全てを満たす者としてします。

- (ア) 本学の学部学生又は大学院学生で、学業、人物ともに優れている者。
- (イ) TOEFL-ITP 500以上のスコアもしくは派遣先大学の指定するスコア(大学によっては、TOEFL-IBTが必要)を取得していること。TOIECのスコアでの申請は認めない。なお、英語以外の語学基準については国際交流支援室に問い合わせること。
- (ウ) 留学期間終了後、本学に戻り学業を継続する者。

3. 派遣期間

平成28年度中に留学を開始し、その時点から1年以内

4. 募集期間

平成28年7月1日（金）～7月15日（金）

*書類審査を経た者から、7月下旬に面接を行い、8月上旬までに審査結果を応募者に通知する予定。

5. 応募方法

(ア) 所定の書類を経済学部国際交流支援室に提出してください。

(イ) 提出書類

- ① 派遣留学生候補者調書（所定様式）
- ② 担任・指導教員の推薦状（様式任意）
- ③ 学業成績証明書（大学入学以降の成績証明書）
- ④ 学業成績評価係数計算表（所定様式）
- ⑤ 語学能力証明書（写し）（過去1年間に取得したTOEFL等の英語検定試験のスコア）
- ⑥ 授業料不徴収協定に基づく派遣交換留学誓約書（所定様式）

*当該誓約書については二部作成し、一部を他の書類と共に提出し、もう一部は応募者が保管してください。)

6. 留学経費・奨学金

(ア) 経費負担 留学に要する経費は、留学生本人の自己負担とする。

(イ) 授業料

部局間交流協定に基づき、留学先大学からは授業料は徴収されない(レスター大学除く)。

(ウ) 奨学金申請者の内、派遣選考(書類・面接)に合格した者に対して、日本学生支援機構(JASSO)の海外留学奨励奨学金ならびに東北大学グローバル萩海外留学奨励金の募集案内を送付する。この中で受給資格(日本国籍者、JASSO成績評価係数2.3以上等)を満たした申請者を経済学部から各奨学金の審査機関に推薦し、後日、合格者に通知する。各奨学金の採用予定者数、支給期間・金額等は毎年変動し、必ずしも申請者全員に支給が確約されていない点には予め留意すること。

7. 在籍身分

派遣先大学での在籍身分は、交換留学生として派遣先大学において決定されます。

部局間協定校への留学中の本学における身分は、派遣学生の所属学部・研究科の認定により、学籍上「留学」の身分によるものとします。

8. 選考方法

(ア) 派遣候補者の決定にあたっては、派遣留学生候補者調書、大学入学以降の学業成績、語学能力、面接結果等を総合的に判断します。

(イ) 大学院生(GPEM学生を含む)については、総合的に判断します。

(ウ) GPEM学生の内、海外研鑽が必修科目となっている者は優先的に派遣候補者とします。

9. その他

(ア) 本学の最終候補者に選定されても、次の場合は派遣できません。

- ① 派遣先大学の入学許可が得られなかったとき。
- ② 留学開始時期に応募資格を満たしていないとき。
- ③ 健康を害したとき。
- ④ 派遣先大学の募集人員が減ったとき。
- ⑤ 学生交流協定に基づく派遣交換留学誓約書に記載された事項を守れないとき。
- ⑥ その他、派遣留学生として不適当な行為が認められたとき。

(イ) 応募書類に、偽造、剽窃、虚偽記載があった場合、1年間または2年間、派遣留学の申請資格を失うことがあります。極めて悪質の場合には退学や停学などの重い処分の対象となることもありますので、正確に記入してください。

(ウ) 「派遣留学生候補者調書」には、派遣を希望する大学を第三希望まで記入できます。同時期に大学間交流協定に基づく派遣留学(グローバルラーニングセンター主管)にも申請している(あるいは、する予定である)方は、大学間での希望先大学も記入の上、部局間・大学間の区別なく希望優先順位を通し番号で各大学名の横に記入してください。

(エ) 上記の(ウ)で、派遣希望先の大学に部局間・大学間協定校が併記されている場合、部局間協定校の希望順位を高く設定した申請者を選考の際に優先することがあります。また、部局間協定校を最上位の希望先として選考に合格した場合、選考後に留学を辞退することは認められません。また、この場合、合格通知を受けた後、速やかに大学間留学の申請を辞退しなければなりません。

(オ) 派遣先大学における科目履修は、原則として本学の指導及び本人の希望によりますが、派遣先大学の事情によって、必ずしも希望どおりに実現するとは限りません。

(カ) 入学手続き及び渡航手続き等は、本人の責任により行い、これらに要する費用は本人の負担とな

ります。また、派遣者は必ず留学前に留学の全期間をカバーする海外旅行保険に加入しなければなりません。派遣先の大学によっては現地大学の指定する保険に追加で加入する必要がある場合もあります。いずれの場合も、保険加入費用は本人の負担となります。

(キ) 派遣先大学のカタログ等は、国際交流支援室に保管しており、希望者は閲覧できます。